

資料-1

「山形県生活環境の保全等に関する条例」に基づく上乘せ排水基準

水濁法 施行令 別表1 号番号	業種区分	pH	許容限度										大腸菌 群数 (個/cm3)			
			BOD 最大(日間平均) (mg/L)	SS 最大(日間平均) (mg/L)	ノルマルヘキサン抽出物質		フェノール 類	銅	亜鉛	溶解性 鉄	溶解性 マンガン	クロム				
					鉱油 (mg/L)	動植物油脂 (mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)		
1	鉱業・水洗炭業		25(20)	100(80)												
1-2	畜産農業・サービス業(※1)		100(80)	90(70)												
2	畜産食料品製造業															
3	水産食料品製造業															
4	野菜果実保存食料品製造業															
5	みそ・しょう油製造業															
6	小麦粉製造業															
7	砂糖製造業															
8	パン・菓子製造・製あん業															
9	米菓製造業・こうじ製造業															
10	飲料製造業															
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業		90(70)	60(50)												
12	動植物油脂製造業															
13	イースト製造業															
14	でん粉・化工でん粉製造業															
15	ぶどう糖・水あめ製造業															
16	めん類製造業															
17	豆腐・煮豆製造業															
18	インスタントコーヒー製造業															
19	紡績業・繊維製品製造・加工業															
20	洗毛業															
21	化学繊維製造業		25(20)	50(40)												
22	木材薬品処理業															
23	パルプ・紙・紙加工品製造業		90(70)	60(50)												
24	化学肥料製造業															
25	か性ソーダ・か性カリ製造業															
26	無機顔料製造業															
27	無機化学工業製品製造業															
28	アセチレン誘導品製造業															
29	コールタール製品製造業															
30	発酵工業															
31	メタン誘導品製造業															
32	有機顔料・合成染料製造業															
33	合成樹脂製造業															
34	合成ゴム製造業															
35	有機ゴム薬品製品製造業															
36	合成洗剤製造業	5.8以上														
37	石油化学工業	8.6以下	25(20)	50(40)	5	10	5	1	5	10	5	2				日間平均 3,000
38	石けん製造業															
39	硬化油製造業															
40	脂肪酸製造業															
41	香料製造業															
42	ゼラチン・にかわ製造業															
43	写真感光材料製造業															
44	天然樹脂製品製造業															
45	木材化学工業															
46	有機化学工業製品製造業															
47	医薬品製造業															
48	火薬製造業															
49	農薬製造業															
50	有害物質を含有する試薬製造業															
51	石油精製業															
52	皮革製造業		90(70)	60(50)												
53	ガラス・ガラス製品製造業			50(40)												
54	セメント製品製造業			60(50)												
55	生コンクリート製造業															
56	有機質砂かべ材製造業			50(40)												
57	人造黒鉛電極製造業			60(50)												
58	窯業原料精製業			60(50)												
59	砕石業(※2)		25(20)	130(100)												
60	砂利採取業(※2)															
61	鉄鋼業															
62	非鉄金属製造業															
63	金属製品・機械器具製造業															
64	ガス供給業・コース製造業															
65	酸・アルカリ表面処理施設															
66	電気めっき施設			60(50)												
67	洗たく業		90(70)													
68	写真現像業		25(20)													
69	と畜業・死亡獣畜取扱業		80(60)													
70	廃油処理施設		25(20)													
71	自動式車両洗浄施設															
72	し尿処理施設(※2)		40(30)	80(60)												
73	下水道終末処理施設		25(20)													
74	特定事業場の排水の処理施設		80(60)	60(50)												

注) ※1の施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400㎡以上のもの、若しくは※2の施設を設置する工場又は事業場においては、排出量にかかわらず適用
 ※1の施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400㎡未満のもの及び馬房施設を設置する事業場にあつては、1日の平均排水量が10㎡以上の事業場に適用
 ※1、※2以外の施設にあつては、1日の平均排水量が20㎡以上の工場又は事業場に適用

一律排水基準

■健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

■生活環境項目

生活環境項目	許容限度(日間平均)
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6
	海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(60mg/L)
燐含有量	16mg/L(8mg/L)

備考 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。